

秋田市告示第103号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあつては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
社会福祉法人翼友会
 - (2) 施設等の名称
幼保連携型認定こども園ナーサリー土崎
 - (3) 施設等の所在地
秋田市土崎港中央六丁目10番6号
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
預かり保育事業、一時預かり事業
 - (5) 基準の別
満たしている
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日
令和6年4月1日